

議案第 67 号「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村観光施設）」及び議案第 68 号「令和元年度飯田市一般会計補正予算（第 1 号）案のうち当委員会付託分」に対する附帯決議

飯田市上村観光施設（飯田市上村しらびそ高原施設）の今後の経営状況等を適切に監視、評価することが、飯田市自治基本条例第 22 条第 2 項に規定された市議会の責務である。よって、下記事項について十分な配慮をされたい。

記

- 1 飯田市上村しらびそ高原施設が、遠山郷の観光振興および地域振興に資する公の拠点施設として、所期の目的を達成できるよう市として適切な指導力を発揮されたい。
- 2 過去の経過等を踏まえ、特に労務管理を含む現場の組織体制の適正化、並びに事業計画のきめ細かな進捗管理に努められたい。
- 3 観光振興の施設としての経営においては損益がより重要であり、経営状況を所管する委員会に報告されたい。

以上、議案第 67 号「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村観光施設）」及び議案第 68 号「令和元年度飯田市一般会計補正予算（第 1 号）案のうち当委員会付託分」につき附帯決議する。

令和元年 5 月 14 日

産業建設委員会